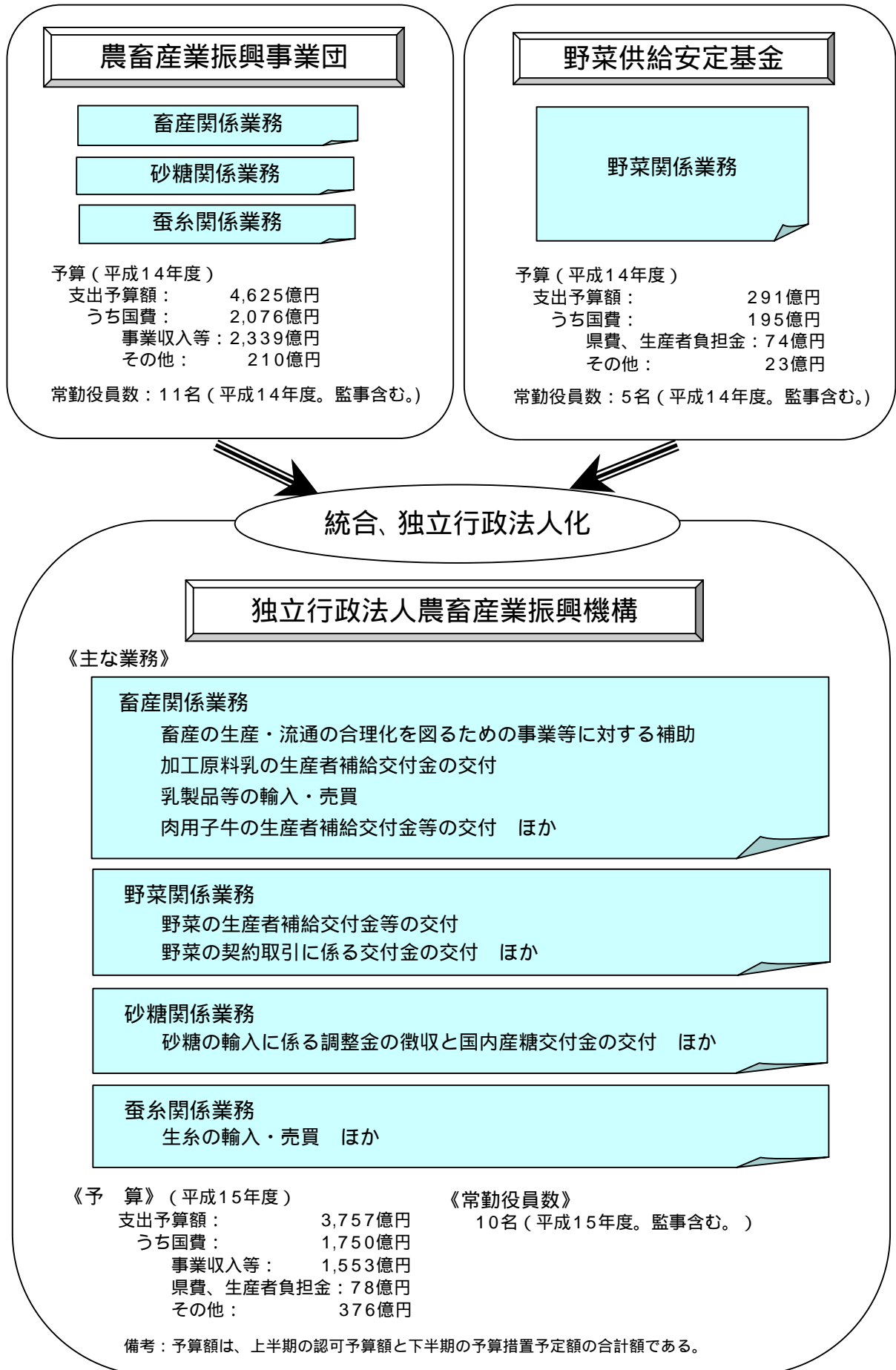


独立行政法人農畜産業振興機構について



独立行政法人農畜産業振興機構中期目標・中期計画（案）のポイント

背景

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）
農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合

農畜産業に係る政策の執行機関としての役割
高度な公共性を有する業務内容

B S E 関連対策に係る批判

消費者に軸足を置いた業務執行、効率的かつ透明性の
高い事業実施の必要性

農畜産業振興事業団において、消費者、
法曹関係者等から成る「業務執行改善検
討委員会」を設置し、業務執行の改善方
策を検討（H14年10月～12月）

対応

業務の効率化

一般管理費（固定的経費を除く）の抑制

業務の適正化

第三者機関による業務の点検・評価

内部監査体制の充実・強化

補助事業の適切な実施

- ・第三者機関による審査・評価
- ・評価結果の事業への反映
- ・評価手法の開発・導入
- ・明確な審査基準に基づく事業実施
- ・事業対象主体等の公表による透明性の確保

政策課題への対応

食料・農業・農村基本計画に掲げる課題の解決に
資するよう業務を行うことを明記

《基本計画に掲げる課題》

- ・生乳・牛肉の生産コスト2割低減
- ・野菜の生産コスト2割低減、流通コスト1割低減 ほか

サービスの向上

生産者補給交付金等の交付に要する期間を現行より
1～3割程度短縮

情報収集提供業務において、消費者の関心の高い
情報の提供、提供情報に関する照会への翌業務日
以内の対応等

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（人件費、公租公課等の固定的経費を除く。）について、中期目標の期間中、%抑制する。</p> <p>2 業務執行の改善 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。</p> <p>3 業務運営能力等の向上</p> <p>(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入に努める。</p> <p>(2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。また、補助事業についても、第三者機関による審査・評価を行う。 ・ 業務運営を横断的に監査・監視する内部監査体制を充実・強化することとし、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成する。 ・ 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修、流通・小売段階での研修及び広報・情報提供技術の研修を行うとともに、職員と消費者の対話等を行う。 ・ 役職員が遵守すべき行動の基準及び法人として積極的に果たすべき理念として、平成15年度末までに、行動憲章を策定する。 ・ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）を計画的に開催する。

4 機能的で柔軟な組織体制の整備

社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制を整備する。

5 補助事業の効率化等

畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、既に評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な審査基準に基づき事業を実施するとともに、事業対象の主体を公表する等効率的かつ透明性の高い事業実施を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

・ スタッフ制の拡充、職員の勘定間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

・ 畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、平成15年度末までに業務執行規程を策定し、以下の措置を講じる。

(1) 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。

(2) 事業の進行状況を把握し、その効率的な進行を確保するため、事業の進行管理システムを構築する。

(3) 事業の透明性の確保を図るため、毎年度、ホームページ等で事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

(4) 事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間10業務日を達成する件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

(5) 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。
事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議を行う。

効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

設置する施設等(事業費5千万円未満のものは除く。)については、必要に応じて現地調査を行う。

費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後概ね3年を目途に利用状況について事後評価を実施し、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産関係業務

畜産については、乳用牛、肉用牛及び豚の飼養戸数及び飼養頭数の減少等の課題に対応し、「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減等による畜産物の生産の増大等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助業務等の機動的かつ効果的な実施を図る。

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管を開始する。

(3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成、大型容器での飲用の奨励、児童・生徒に対する啓発資料の作成・配布、酪農・乳業とのふれあい支援等を行う。

主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業

衛生的かつ生産効率の高い乳業施設、産地食肉センター等の整備、畜産物の総合的な需給調整のための支援、国産食肉及び国産生乳・乳製品等の消費拡大の推進等を行う。

畜産の経営又は技術の指導等の事業

畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備及び民間団体等による指導の推進、飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための支援、ゆとりある経営の実現のための外部化・協業

- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。
- 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行い、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時まで50%以上に引き上げる。

- 国産食肉及び国産生乳・乳製品等の消費拡大に係る事業については、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を5%以上向上させる。

化の推進、畜産農家等が自ら行う家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。

肉用牛の生産の合理化のための事業

肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援を行う。

その他畜産の振興に資するための事業

BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。

ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。

国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

・ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性の確保を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向の把握に努める。

ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。

2 野菜関係業務

野菜については、生産及び流通の機械化・省力化の遅れ、加工用・業務用への対応が十分でないこと等の課題に対応し、担い手の生産規模の拡大（基本計画に掲げる露地野菜2倍程度、施設野菜1.5倍程度の拡大）、機械化一貫体系の導入等による生産及び流通の省力化や低コスト化（基本計画に掲げる生産コストの2割程度の低減、流通コストの1割程度の低減）等を通じた国内生産の維持増大に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。
- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。
- (3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。

3 砂糖関係業務

砂糖については、国内産糖と輸入糖との価格差、てん菜・さとうきびの生産の省力化の遅れ等の課題に対応し、てん菜に関しては、直播栽培等による生産の省力化（基本計画に掲げる労働時間の2割程度の減少）等を通じた計画的な生産、さとうきびに関しては、機械化一貫体系の導入等による生産の省力化（基本計画に掲げる労働時間の6割程度の減少）、優良品種の導入や新たな技術の普及等による生産性の向上（基本計画に掲げる収量の1割程度の増加、生産コストの3割程度の低減）等を通じた国内生産の維持増大に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務及び砂糖に係る補助業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

- (1) 砂糖の価格調整
国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申

請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

(2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

砂糖生産流通合理化事業

国内糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。

甘味資源作物生産流通合理化事業

てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。

砂糖需要増進事業

砂糖の消費の拡大を図るため、消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

4 蚕糸関係業務

蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

(1) 生糸の輸入調整

国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。

・ 消費者等に対するアンケート調査における砂糖の効用等に対する理解度を5%以上向上させる。

ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(2) 蚕糸に係る補助

蚕糸に係る補助事業は、繭・生糸の生産・流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()蚕糸をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

繭糸生産流通合理化事業

地域に根ざした養蚕文化の維持・継承を図るため、繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る。

生糸等需要増進事業

生糸等の消費の拡大を図るため、国内で製織・染色された絹織物・絹製品について、外国産絹製品との差別化を図る。

・ 国内で製織・染色され、外国産絹製品と明確に差別化された絹織物・絹製品の流通数量を、中期目標の期間の終了時までには、平成14年度の2倍以上とする。

5 情報収集提供業務

基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

(1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報については必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善に努める。

また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.5以上となるようにする。

(3) 情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。

(4) 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報の積極的な提供に努める。

(5) ホームページの活用等により、国民に対する情報提供の充実を図

・ 情報の入手から提供までの期間について、その短縮に努めることとし、情報の種類ごとに、以下の期間内に公表を行う。

ア 畜産関係

a 畜産関係価格、畜産関係情報

(a) 週報：情報収集の翌週

(b) 月報：情報収集の翌月

(c) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等：情報収集の翌々月（専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内）

c 海外の主要国の畜産関係政策変更等：3ヶ月以内

イ 野菜関係

a 卸売市場の市況情報（日別・旬別）：情報収集の翌日

b 気象情報：情報収集の翌日

c 貿易情報（月別）：情報収集の翌日

d 消費情報（月別）：情報収集の翌日

e 国内調査等：情報収集の翌々月（専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内）

ウ 砂糖関係

a 砂糖関係価格、砂糖関係情報

(a) 月報：情報収集の翌月

(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等：情報収集の翌々月（専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内）

c 海外の主要国の砂糖関係政策変更等：3ヶ月以内

エ 蚕糸関係

a 蚕糸関係情報

(a) 月報：情報収集の翌月

(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等：情報収集の翌々月（専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内）

り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。

また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。

- (6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第192号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現に努める。
- 2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。